

令和6年度 公益財団法人亀岡市スポーツ協会
スポーツ教室事業補助金交付事務処理要項

(要旨)

市民にスポーツを親しむ機会を提供するため、スポーツ教室等を実施し、生涯スポーツの普及振興と健康増進を図ることを目的とした事業に対し、この要項により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業の概要)

1. 補助対象 事業スポーツ教室の開設
(開設時間数10時間以上の事業、参加人数15人以上)
2. 参加対象 亀岡市民
3. 補助対象団体 令和5年度賛助会員の競技団体及び地域団体(5団体)
4. 事業実施期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
5. 補助金交付額 総事業費の2分の1とし、20,000円を限度とする。

(交付申請)

補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める補助金交付申請書(スポーツ教室様式)を当該年度の5月25日(土)までに、亀岡市スポーツ協会会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

3年連続で補助金交付を受けている団体は、交付対象外とする。

(事業補助金の辞退)

事業補助金交付申請書の提出後、事業内容の変更や雨天のため事業が中止となった場合等は、補助金は交付しない。その場合、直ちに補助金辞退届(様式-1)を出さなければならない。

(実績報告)

補助事業完了後1ヶ月以内に、別に定める実績報告書(スポーツ教室様式)を会長に提出しなければならない。

6. 証拠書類の整備について

証拠書類（領収証）は下記の「支出科目の説明・整備要項」を参照のうえ、科目ごとに完備し、各団体において5年間保管して下さい。なお、実績報告書には領収証の写しを添付して下さい。

【支出科目の説明・整備要項】

科 目	説 明	証 拠 書 類
会議費	会議等の茶菓子代 一人当たり@500円程度	業者の発行する領収証 *補助金対象外
通信運搬費	切手、はがき等 用具、器具等運搬費	購入業者の発行する領収証 業者の発行する領収証
消耗品費	教室開催に伴う消耗品	購入業者の発行する領収証
印刷製本費	印刷代等	業者の発行する領収証
使用料及び賃借料	会場使用料、用具・器具使用料、 会議室使用料	利用施設管理者及び所有者の 発行する領収証
保険料	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸謝金	競技役員 @2,000円 競技補助員 @1,000円 医師 @20,000円 看護師 @10,000円 *上記の単価を目安とする。	個人領収証 *自署、記名押印のこと
雑費	上記項目以外の費用	業者の発行する領収証 *補助金対象外

*領収証等の宛名の記載漏れに注意。※感熱紙でも記載してください。

*領収証の但し書きの記載漏れに注意。※必ず記載してください。

*飲食代は、すべて対象外とします。